

# 国民健康保険のお知らせ

国民健康保険年金課 ☎443-2065、2064、2066

国民健康保険各行政サービスセンター地域福祉課

大沢野 ☎467-5811 大山 ☎483-1214

八尾 ☎455-2461 婦中 ☎465-2114

## ■保険料の納付について

令和3年度国民健康保険料の納入通知書を7月20日(火)に送付します。今年度の1回目(第1期)の納期限は8月5日(木)です。保険料は年8回払いです。便利な口座振替をご利用ください。また、令和3年度から、スマートフォン決済アプリでも納付できるようになりました。詳細は、市ホームページ(「スマートフォン決済」で検索)をご覧ください。特別徴収(年金天引き)の方は、年金支給日ごとの年6回払いとなります。

## 保険料の賦課限度額

国民健康保険料は、「医療分保険料」「後期高齢者支援金分保険料」「介護分保険料(40～64歳が対象)」で構成されています。

各保険料は、所得割額、均等割額、平等割額の合計金額によって決まります。

令和3年度の賦課限度額は右のとおりです。

	賦課限度額(年額)
医療分	63万円
後期高齢者支援金分	19万円
介護分	17万円

## 保険料の軽減制度

令和3年度以降に課税される住民税において、給与および公的年金に係る所得控除の引き下げなどが実施されたことに伴い、軽減判定所得の算定基準が変更されました。

年間所得が次の表の基準額以下の世帯は、保険料のうち、均等割額と平等割額が減額されます。

なお、所得情報がない方は、所得の申告が必要となる場合があります。

軽減割合	被保険者および世帯主の令和2年中の年間所得 <sup>(※1)</sup>
7割	基礎控除額(43万円)+10万円×(給与所得者等 <sup>(※2)</sup> の数-1)
5割	基礎控除額(43万円)+28万5千円×(被保険者数+特定同一世帯所属者数 <sup>(※3)</sup> ) +10万円×(給与所得者等 <sup>(※2)</sup> の数-1)
2割	基礎控除額(43万円)+52万円×(被保険者数+特定同一世帯所属者数 <sup>(※3)</sup> ) +10万円×(給与所得者等 <sup>(※2)</sup> の数-1)

(※1) 収入額から必要経費(公的年金等控除額や給与所得控除額など)を差し引いた金額で、国民健康保険に加入していない世帯主の所得も含まれます。また、65歳以上の方の年金収入の場合は、さらに15万円を差し引いた金額で判定します。

(※2) 一定の給与所得者(給与収入55万円超)と公的年金等に係る所得を有する方(公的年金等の収入金額が60万円超の65歳未満または110万円超の65歳以上)です。

(※3) 国民健康保険制度から後期高齢者医療制度へ移行された方で、後期高齢者医療制度の被保険者となった後も継続して同一の世帯に属する方の人数。ただし、世帯主の異動があった場合は同一世帯とみなされず、特定同一世帯所属者ではなくなります。

## 保険料は納期限までに必ず納めましょう

保険料を納期限までに納めないと、延滞金が発生する場合があります。また、特別な事情もなく保険料の滞納を続けている世帯は、医療費の全額をいったん支払うことになる場合があります。

災害など特別な事情が生じて納付が困難になった場合は、分納・減免などの制度もありますので、早めに相談してください。

新型コロナウイルス感染症により、事業収入などの減少が見込まれる世帯や、減収となり保険料の納付などが困難な世帯、主たる生計維持者が重篤な傷病などを負った世帯については、保険料の納付猶予や減免制度がありますので、相談してください。

## 医療費の支払いにお困りのときは

災害や事業の休業などの特別な事情により、一時的に収入が減少し、医療費の支払いが困難な場合は、相談してください。

## 8月1日以降の新しい被保険者証の発送について

現在お使いの国民健康保険被保険者証の有効期限は、令和3年7月31日です。7月中旬から順次、8月1日以降の新しい被保険者証を送付します。

なお、70～74歳の方には、「被保険者証」と「高齢受給者証」の2枚を一体化した「被保険者証兼高齢受給者証」を送付します。8月1日以降は、医療機関や薬局の窓口で「被保険者証兼高齢受給者証」の1枚を提示してください。

## 世帯ごとにまとめて世帯主宛てに、「特定記録」郵便で送付します

- ・特定記録郵便は、配達員からの手渡しではなく、郵便受けに配達されます。
- ・7月31日を過ぎて届かない場合は、保険年金課(市役所1階)または各行政サービスセンター地域福祉課へ問い合わせてください。
- ・現在お使いの被保険者証(オレンジ色)は8月1日以降使えなくなります。有効期限の過ぎた被保険者証は、保険年金課、各行政サービスセンター地域福祉課、各地区センター、とやま市民交流館(CiC3階)で回収しています。

## 被保険者証について

▶ 8月1日以降の新しい被保険者証の色はライトブルーです

(現在お使いの被保険者証はオレンジ色)

▶ 被保険者証は1人1枚のカード(縦5.4cm×横8.6cm)です

▶ 被保険者証裏面に「臓器提供の意思表示欄」があります

- ・被保険者証は台紙に貼り付いていますので、はがして使用してください。紛失に注意してください。
- ・被保険者証のカバーは、保険年金課、各行政サービスセンター地域福祉課、各地区センター、とやま市民交流館にあります。
- ・修学のため住所を変更する場合は、届け出が必要です。
- ・被保険者証は、後期高齢者医療制度や退職者医療制度などの関係で、有効期限が個人ごとに異なる場合があります。

【表面】有効期限や氏名を確認してください。



【裏面】

注意事項 保険医療機関等において診療を受けようとするときは、必ずこの証をその窓口で提示してください。

備考

※ 以下の欄に記入することにより、臓器提供に関する意思表示をすることができます。記入する場合は、1から3までのいずれかの番号を○で囲んでください。

1. 私は、医師および臓器が停止した状態のいずれでも、移植の為に臓器を提供します。  
2. 私は、臓器が停止した状態に限り、移植の為に臓器を提供します。  
3. 私は、臓器を提供しません。

(又は2を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、×をつけてください。)

【心臓・肺・腎臓・膵臓・脾臓・小腸・脳臓】

(特記欄：  
署名年月日： 年 月 日  
本人署名(自筆)： 家族署名(自筆)：

## 加入・資格喪失手続きをお忘れなく

- ・富山市に住民票があり、ほかの健康保険に加入していない方は、必ず国民健康保険の加入手続きをしてください。届け出が遅れると、加入資格を得た時点までさかのぼって保険料を納めていただく場合や、その間の医療費が一時的に全額自己負担になる場合があります。
- ・会社などの健康保険に加入しているにもかかわらず、国民健康保険の被保険者証が届いている方は、両方の健康保険被保険者証を持参し、国民健康保険の資格喪失手続きをしてください。

## 各種認定証の更新について

7月12日(月)から各種認定証の更新の受け付けを開始します。更新が必要な方は、現在お持ちの認定証と被保険者証を持参の上、保険年金課または各行政サービスセンター地域福祉課で申請してください。

※保険料に未納がある場合や所得の申告をしていない場合は、更新できないことがあります。

## 更新の対象となる認定証

### ●限度額適用認定証

医療費の支払いが自己負担限度額までとなります(70歳未満の方、70歳以上で課税所得が145万円以上690万円未満の方)。

### ●限度額適用・標準負担額減額認定証

医療費の支払いが自己負担限度額までとなり、入院時の食事代が減額されます(市・県民税非課税世帯の方)。

### ●標準負担額減額認定証

入院時の食事代が減額されます(70歳未満の市・県民税非課税世帯の方)。

# 自転車損害賠償責任保険 に加入していますか



県生活安全交通課 ☎443-2052

県では、平成31年3月施行の「富山県自転車活用推進条例」において、自転車利用者は自転車損害賠償責任保険への加入に努めることとされました。自転車は気軽で便利な乗り物ですが、自分がけがをするだけでなく、歩行者にけがをさせたり、死に至る事故を起こしたりする可能性があります。

## 高額賠償の事例①

**賠償額 9,521万円**

坂道を下ってきた男子小学生の運転する自転車が、歩行中の女性と衝突。女性は頭蓋骨骨折などで意識が戻らず、男子小学生の保護者に賠償命令。

(神戸地裁 平成25年7月判決)

## 高額賠償の事例②

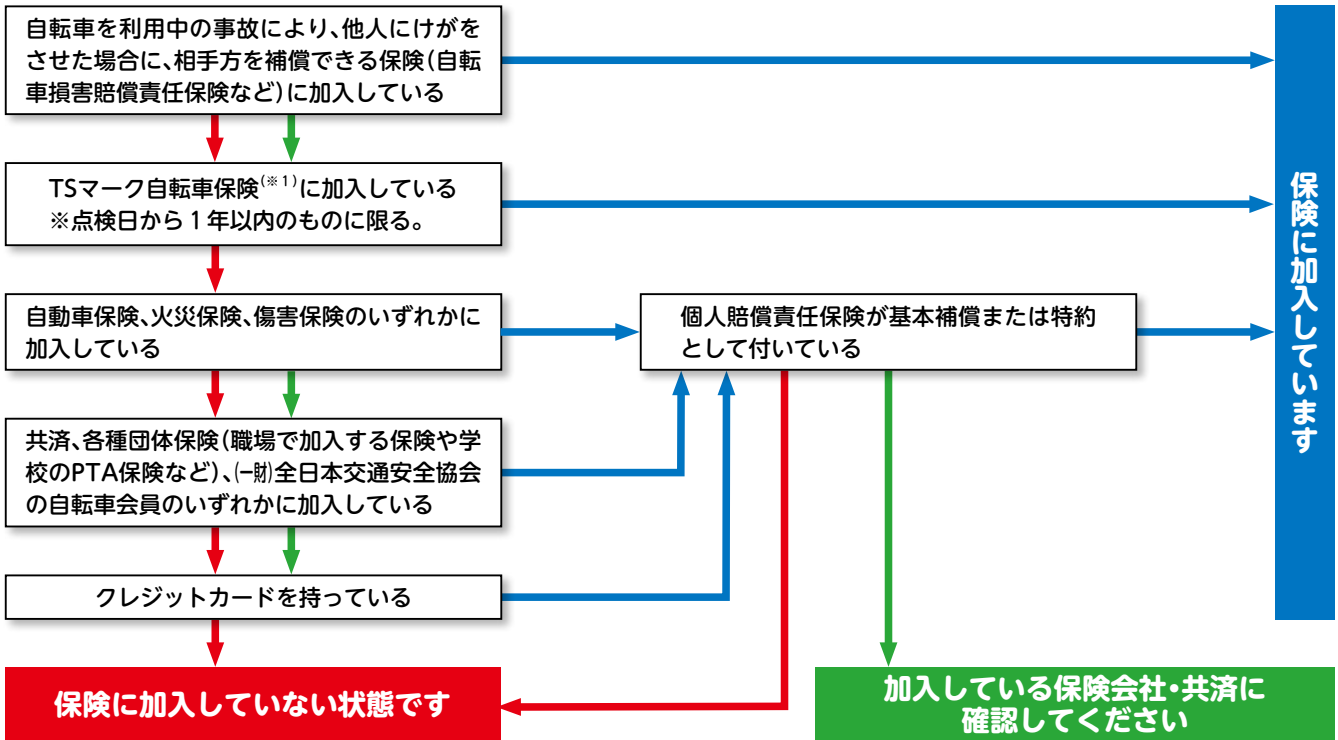
**賠償額 5,438万円**

自転車を運転する男性が赤信号を無視して交差点に進入。青信号で横断歩道を歩行中の女性と衝突し、女性は頭蓋骨骨折などで11日後に死亡。

(東京地裁 平成19年4月判決)

## 保険に加入しているか改めて確認をしましょう

→ はい    → いいえ    → 分からない



(※1) 「TSマーク自転車保険」は、自転車安全整備店で購入または点検整備を行い、基準に合格した自転車に貼られるTSマークに付帯した保険で、保証期間は1年間です。保証期間は、「TS保険付帯加入証(お客様用)」または自転車に貼付してあるラベルで確認してください。保証期間が過ぎていた場合は、期間の延長などを行いまししょう。



## 自転車損害賠償責任保険への加入を補助します

自転車損害賠償責任保険への加入促進を目的として、費用の一部を補助します。

**対象者**／市内に在住する、小学生～高校生、65歳以上の運転免許証自主返納者

**対象保険**／損害賠償責任保険1億円以上の補償があるもの

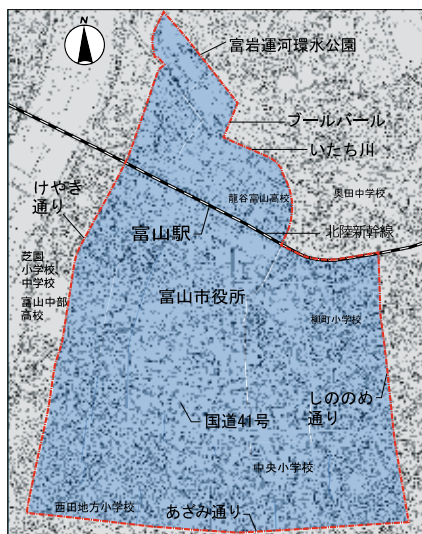
**補助額**／年額500円

※申込方法など詳細は、問い合わせてください。

自転車損害賠償責任保険の種類	
個人賠償責任保険	自転車保険
	自動車保険の特約
	火災保険の特約
	傷害保険の特約
団体保険	会社などの団体保険
	PTAの保険
こくみん共済coop、市民共済など	
TSマーク自転車保険	
クレジットカードの付帯保険	

市では、コンパクトなまちづくりの実現に向け、「まちなか」や「公共交通沿線」での住宅購入や家賃などに支援を行っています。

## まちなか



東側をしののめ通り、南側をあざみ通り、西側をけやき通り、北側を北陸新幹線、いたち川、ブルーバール、富岩運河環水公園で囲まれる区域

### ●まちなか住宅取得支援事業

「まちなか」で一定水準以上の住宅を新築・購入し居住する方に補助します。  
**補助額**／金融機関からの借入額の3% (上限50万円)  
**申請期限**／戸建て住宅は所有権登記日から半年以内、分譲マンションは1年以内。

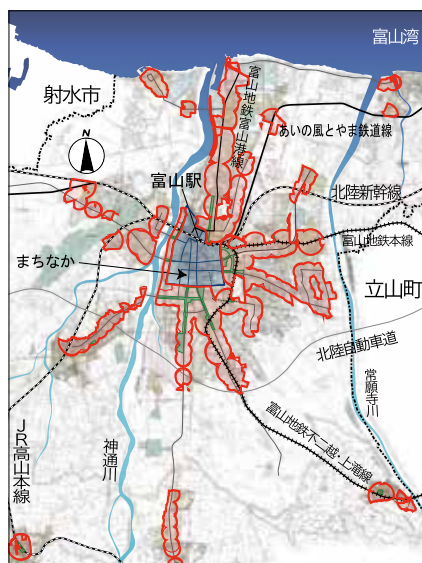
### ●まちなか住宅家賃助成事業

「まちなか」以外から、「まちなか」の賃貸住宅へ転居した世帯に家賃を補助します。  
**補助額**／民間賃貸住宅の家賃(上限1万円/月、「まちなか」に転居してから最長3年間\*)  
 ※大学生などは在学期間。

### ●まちなかリフォーム補助事業

「まちなか」の中古住宅を取得して自ら居住するため、または自己所有の住宅で世帯員の増加のためリフォームをする場合に補助します。  
**補助額**／100万円以上の工事費の10% (上限30万円)  
**申請期限**／[中古住宅取得の場合]  
 戸建て住宅は所有権登記日から半年以内、分譲マンションは1年以内。  
 [世帯員増加の場合]  
 世帯員の増加した日から1年以内。  
 ※工事着工前に申請が必要です。

## 公共交通沿線



鉄軌道駅から半径500m以内の区域もしくは、運行頻度の高いバス路線のバス停から半径300m以内の区域で、用途地域が定められている区域(工業地域および準工業地域を除く)

### ●公共交通沿線住宅取得支援事業

「公共交通沿線」で一定水準以上の住宅を新築・購入し居住する方に補助します(「まちなか」からの転居は不可)。  
**補助額**／金融機関からの借入額の3% (上限30万円)  
**申請期限**／戸建て住宅は所有権登記日から半年以内、分譲マンションは1年以内。  
 ※「公共交通沿線」外からの転居は補助額の上限が10万円上乗せされます。  
 ※60歳以上の高齢者を含む4人以上の世帯で、住戸専用面積が125㎡以上の場合は、補助額の上限が10万円上乗せされます。

### ●公共交通沿線リフォーム補助事業

「公共交通沿線」の中古住宅を取得して自ら居住するため、または自己所有の住宅で世帯員の増加のためリフォームをする場合に補助します。  
**補助額**／100万円以上の工事費の10% (上限30万円)  
**申請期限**／[中古住宅取得の場合]  
 戸建て住宅は所有権登記日から半年以内、分譲マンションは1年以内。  
 [世帯員増加の場合]  
 世帯員の増加した日から1年以内。  
 ※工事着工前に申請が必要です。

### ●ひとり親家庭等家賃助成事業

ひとり親家庭等の世帯が「公共交通沿線」の賃貸住宅へ転居された場合に補助します(「まちなか」「公共交通沿線」からの転居は不可)。  
**補助額**／民間賃貸住宅の家賃(上限1万円/月、「公共交通沿線」に転居してから最長3年間)

「まちなか」や「公共交通沿線」で、自らが居住するために中古住宅を取得してリフォームをした場合、住宅取得補助とリフォーム補助の両方の対象となる場合があります。

各事業の詳細は、市ホームページ(「住宅政策」で検索)をご覧ください。

対象地区の詳細は、「インフォマップ」とやまをご覧ください。



インフォマップとやま